

入札説明書

「ワゴン車」の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年9月24日（木）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

- ① 受付期間 配布日から令和8年9月25日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで
- ② 受付場所 〒370-1503 群馬県多野郡神流町生利 1549-1
群馬県立万場高等学校 事務室
電 話 0274-57-3119
FAX 0274-57-2453

3 調達内容

- (1) 物 品 名 ワゴン車 1台
- (2) 品 質 規 格 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- (4) 納入の場所 群馬県立万場高等学校
- (5) 納入期限 令和9年3月31日（水）

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAのものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所が群馬県内であること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品提供等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加

資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税（免税）事業者届出書については、過去に群馬県立万場高等学校が執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日翌日から起算して5日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和8年9月24日（木）から令和8年9月28日（月）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

- ② 提出場所 〒370-1503 群馬県多野郡神流町 1549-1

群馬県立万場高等学校 事務室

電 話 0274-57-3119

FAX 0274-57-2453

- ③ その他 申請書は、原則として、持参又は郵送により提出する。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月29日（火）に書面（電送）により通知する。

- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (4) その他

提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県立万場高等学校に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

- ① 提出期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月5日（月）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

- ② 提出場所 〒370-1503 群馬県多野郡神流町生利 1549-1

群馬県立万場高等学校 事務室

電 話 0274-57-3119

FAX 0274-57-2453

- (2) 説明を求められたときは、令和8年10月5日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年10月6日（火）午前10時00分

- (2) 入札執行の場所 群馬県多野郡神流町生利 1549-1

群馬県立万場高等学校 応接室

本入札において、入札者は開札に立ち会わず、入札書の提出は郵送または持参とします。

8 入札書の受領期限

令和8年10月5日（月）午後4時必着

7(2)へ上記期限までに提出すること。郵送による場合、提出は原則として書留郵便により行うこと。

9 入札方法等

- (1) 入札の方法 郵送または持参による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、封印した入札書を、上記「8 入札書の受領期限」までに提出しなければならない。郵送による場合、提出は原則として書留郵便により行うこと。その際は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、中封筒及び外封筒の表面に、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年10月6日開札、群馬県立万場高等学校 ワゴン車購入に係る入札書 在中」と朱書きすること。また、再度入札を行う場合があるので、中封筒の表面に「1 回入札」・「再度入札」の区分を記載すること。
持参による場合、二重封筒は不要とする。ただし、その他は郵送による提出方法と同じくすること。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (5) 入札書記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (7) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 免除

11 開札

開札は、7に掲げる日時において、学校職員のみで行う。

12 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。

- ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 3 落札者の決定方法

群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

1 4 契約書の作成

別添、契約条項案により、契約書を作成するものとする。

1 5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。